

平成 31 年 2 月 19 日
宇 城 市

宇城市延滞金等徴収条例の制定

～納期限内の納付を促進するための取組みを強化 悪質な滞納者は許しません～

宇城市では、平成 31 年第 1 回定例会において、納期限に遅れて納付する者に対する延滞金等の徴収を徹底するための条例を制定すべく、上程しました。

本条例は、原則、市の全債権を対象とし、延滞金等徴収の取扱いを統一することで、納期限内の納付をさらに促進することを目的としています。

1 経緯

市に納めていただく水道使用料などの料金等については、9 割以上の方が納期限を守って納付されていますが、残念ながら数%の方は、納期限に遅れるか、全く納付されていない状況にあります。

仮に期限に遅れて納付しても何のペナルティーもないとすれば、納期限内に納付された方との公平性が保てないばかりか、納期限を厳守しなければならないという意識の低下につながります。

そこで、納期限内納付者と延滞者との間の不公平を解消し、納期限内の納付を促進するために本条例を制定するものです。

2 条例の概要

納期限に遅れて納付した者に対しては、次のとおりとします。

- (1) 督促手数料として、督促状 1 通当たり 100 円を徴収。
- (2) 延滞金等として、民法等で規定する 5% から市税の延滞金 14.6% までの範囲で、料金等の性質に応じて徴収。
- (3) 納期限に遅れて納付したことに相当の理由があると認めるときには、(1) 及び (2) を減免。

3 対象の債権

水道使用料、下水道使用料、保育料、市営住宅使用料など

4 開始時期

平成 31 年 4 月 1 日から適用。

【問い合わせ先】

市民環境部債権管理課

松川課長、三村係長、田邊主事

(担当：民事債権係)

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85

TEL：0964-32-1497 (直通)

FAX：0964-32-0110 (代表)